

資料 3

関係法令等及び参考資料

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律（抜粋） 1
- (2) 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を
定める条例（平 26.9 大分県条例第 37 号） 6
- (3) 大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則
（平 27.2 大分県規則第 5 号） 15
- (4) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に
関する基準の運用上の取扱いについて（通知）（平 26.11.28 国通知）
. 17
- (5) おおいた子ども・子育て応援県民会議条例 25
- (6) おおいた子ども・子育て応援県民会議運営要綱 27
- (7) 幼保連携型認定こども園の基準等 29

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
関する法律（抜粋）（平成18年法律第77号）

（設備及び運営の基準）

第13条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第25条において同じ。）は、**幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。**この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 幼保連携型認定こども園における学級の編制並びに幼保連携型認定こども園に配置する園長、保育教諭その他の職員及びその員数
 - 二 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他幼保連携型認定こども園の設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの
 - 三 幼保連携型認定こども園の運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

（設置等の認可）

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。）の認可を受けなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第13条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。
 - 一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰

金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者

ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の

認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第4号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4 指定都市等の長は、第1項の認可をしようとするときは、都道府県知事に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、第1項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、第1項及び第2項に基づく審査の結果、その申請が第13条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第2項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第1項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(指定都市等の長が認可を行う場合にあつては、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。)の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。

一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域(指定都市等の長が認可を行う場合にあつては、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。)における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教

育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになることを認めるとき。

二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになることを認めるとき。

三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになることを認めるとき。

7 都道府県知事は、第1項の設置の認可をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

（事業停止命令）

第21条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。

三 正当な理由がないのに、6月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（認可の取消し）

第22条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若

しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第17条第1項の認可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(都道府県における合議制の機関)

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月24日

大分県条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基準の目的)

第3条 この条例で定める基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(基準の向上)

第4条 知事は、おおいた子ども・子育て応援県民会議の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第5条 幼保連携型認定こども園においては、満3歳以上の園児について、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、原則として35人以下とする。

3 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するものとする。

(職員の数等)

第6条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若

しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
一 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
二 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
三 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
四 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

- この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。
- 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大分県条例第61号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)第49条(後段を除く。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。
- 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
 - 副園長又は教頭
 - 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - 事務職員

(園舎及び園庭)

第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、二階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、園舎の1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において準用する児童福祉施設基準条例第48条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を園舎の2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて第15条第1項において準用する児童福祉施設基準条例第48条第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を園舎の3階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の場合において、園舎の3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

ロ 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第8条 園舎には、次に掲げる設備(第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室は遊戯室と、職員室は保健室とそれぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほふく室

- 三 保育室
 - 四 遊戯室
 - 五 保健室
 - 六 調理室
 - 七 便所
 - 八 飲料水用設備、手洗い用設備及び足洗い用設備
- 2 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 第15条第1項において準用する児童福祉施設基準条例第49条(後段を除く。)に規定する方法により満3歳以上の園児に対して食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う園児の数が20人に満たない幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗い用設備及び足洗い用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
- 一 乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - 二 ほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - 三 保育室又は遊戯室 1. 98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
- 一 放送聴取設備
 - 二 映写設備
 - 三 水遊び場
 - 四 園児清浄用設備
 - 五 図書室
 - 六 会議室

(園具及び教具)

第9条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第10条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下らないこと。
- 二 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育に係る標準的な1日当たりの時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、8時間とすること。

2 前項第3号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めることができる。

(子育て支援事業の内容)

第11条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合においては、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第12条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第13条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(幼稚園設置基準の準用)

第14条 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第15条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項、第4項及び第6項、第7条(第5項を除く。)、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第23条、第48条第8号、第49条(後段を除く。)並びに第53条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 児童福祉施設基準条例第十条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、第6条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法(以下「旧法」という。)第7条第1項に規定する認定こども園である旧法第3条第3項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。次項において同じ。)の職員配置については、なお従前の例による。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第7条第3項	第15条第1項において準用する児童福祉施設基準条例第48条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第7条第7項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="395 1128 807 1375"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="879 1034 1291 1281"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	330+30×(学級数-1)													
3学級以上	400+80×(学級数-3)													
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	330+30×(学級数-1)													
3学級以上	400+80×(学級数-3)													
第8条第6項	<p>一 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>三 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>一 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>												

6 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第7条第3項	第15条第1項において準用する児童福祉施設基準条例	児童福祉施設基準条例												
第7条第6項	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	<p>一 満3歳以上の園児に応じ、次条第6項の規定により算定した面積</p>						
学級数	面積(平方メートル)													
1学級	180													
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$													
第7条第7項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位

置に園庭(第7条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(大分県認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

8 大分県認定こども園の認定の要件を定める条例(平成18年大分県条例第49号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(大分県認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行の前に受けた前項の規定による改正前の大分県認定こども園の認定の要件を定める条例第2条第2項第4号に規定する認可外保育施設型認定こども園の認定は、前項の規定による改正後の同号に規定する地方裁量型認定こども園の認定とみなす。

10 施行日から起算して5年間は、附則第8項の規定による改正後の大分県認定こども園の認定の要件を定める条例別表第1の1の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び認可外保育施設型認定こども園の職員配置については、なお従前の例による。

(職員の数等に係る特例)

11 第6条並びに附則第2項及び前項の規定の適用については、当分の間、法第13条第2項の主務省令で定める基準に従い、規則で定める。

大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則（抜粋）

平成27年2月13日

大分県規則第5号

附 則

(略)

(職員の数等に係る特例)

- 3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第1号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。
- 4 条例第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 一日につき8時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 条例第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 7 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 8 附則第4項から前項までの規定により条例第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める

者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

(略)

改正後全文

府政共生第 1104 号
26 文科初第 891 号
雇児発 1128 第 2 号
平成 26 年 11 月 28 日
＜一部改正＞ 平成 28 年 5 月 10 日
＜一部改正＞ 平成 29 年 3 月 31 日
＜最終改正＞ 府子本第 105 号
元文科初第 1453 号
子発 0210 第 1 号
令和 2 年 2 月 10 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
附 属 幼 稚 園 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長

内閣府子ども・子育て本部統括官
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「基準省令」という。）が平成 26 年 4 月 30 日に公布されたところですが、その運用上の取扱いに関する留意事項は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 学級編制について（基準省令第4条関係）

幼保連携型認定こども園においては、基準省令第4条の規定に基づき、教育課程に基づく教育を行うため、学級編制を行うことが求められるが、学級を編制するにあたっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）に該当する園児と同項第2号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2号認定子ども」という。）に該当する園児を一体的に編制することを基本とする。

学級は、第4条第3項の規定のとおり、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とするが、地域の実情等に応じて、異なる年齢にある園児で学級を編制するなど、弾力的な取扱いをすることができるものとする。なお、学年の途中で満3歳に達した園児については、満3歳に達した段階で、1号認定子ども又は2号認定子どもに該当することとなり、学級編制が必要となるが、その年齢構成については、各園の園児の状況等を踏まえ、例えば、以下の①から③までの対応など、弾力的な取扱いをすることができるものとする。

- ① 園児が満3歳に達した当該年度中は引き続き2歳児クラス等に残る
- ② 園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）へ移る
- ③ 園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）とは別に、満3歳児学級を設ける 等

2. 職員配置について（基準省令第5条関係）

(1) 園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の算定方法について

幼保連携型認定こども園に配置すべき園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数の算定方法は、基準省令第5条第3項の規定のとおりであるが、その具体的な算定に当たっては、以下のとおり、年齢別に、園児の数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入することによるものとする。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0 \text{歳児の数} \times 1 / 3) \\ &\quad + \{(1 \text{歳児の数} + 2 \text{歳児の数}) \times 1 / 6\} \\ &\quad + (3 \text{歳児の数} \times 1 / 20) \\ &\quad + \{(4 \text{歳児の数} + 5 \text{歳児の数}) \times 1 / 30\} \end{aligned}$$

なお、基準省令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるみなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する

る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)に配置すべき園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の算定方法については、なお従前の例によることができるものとする。なお、この経過措置の対象となる園については、公定価格において調整が設けられる予定であることに留意されたいこと。

(2) 特例期間中の保育教諭等、助保育教諭又は講師について

一部改正法附則第5条において、施行日から起算して10年間に限っては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けた者(以下「保育士」という。)は、保育教諭等又は講師(幼稚園の教諭の臨時免許状を有する者にあつては、助保育教諭又は講師)となることができる特例が設けられているが、当該特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となった者については、当該特例が適用される期間に法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。

ただし、幼保連携型認定こども園の学級を担当する者については幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましいこと。

なお、現行において、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる取扱いとしていることを踏まえ、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、一部改正法附則第5条に定める登録を受けた者(保育士)とみなすことができるものとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができるものとする(当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担当することはできない)。

3. 園舎、園庭及び設備について(基準省令第6条、第7条及び第13条関係)

(1) 建物及びその附属設備の一体的設置について

幼保連携型認定こども園は単一の施設として設置されるものであることから、幼保連携型認定こども園を構成する建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けることが前提である。

ただし、公道を挟む程度など、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けら

れている場合と実質的に違いがなく、幼保連携型認定こども園における活動上支障がない場合については、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と同様に設置が認められるものとする。

なお、既存の幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や設備を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(幼稚園及び保育所の両方を廃止し、当該幼稚園及び保育所の土地や設備を活用する場合も含む。)については、以下の①から③までの全ての要件を満たす場合、建物及びその附属設備の一部が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合であっても、幼保連携型認定こども園を設置することができるものとする。みなし幼保連携型認定こども園については、現行と同様、以下の①及び②の要件を満たす場合、同様とすること。

- ① 教育及び保育の適切な提供が可能であること
- ② 園児の移動時の安全が確保されていること
- ③ それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編制する学級数に応じて、必要な設備を有していること(※)

※ 調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。また、既存の幼稚園又は保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例(基準省令附則第4条に定める特例)が活用できるものとする。

(2) 保育室等の設置階について

幼保連携型認定こども園において、園舎が耐火建築物であり、保育所と同様の設備を備える場合に基準省令第6条第3項の規定により例外的に3階以上の階に設けられる保育室等(同項に規定する「保育室等」をいう。以下同じ。)は、同条第4項の規定のとおり、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならないが、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取扱いとして、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることも認められるものとする。

この場合の園庭が屋上(バルコニー等を含む。以下同じ。)にある場合は、(4)の①から⑤までの全ての要件を満たすことが必要となる。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。

なお、保育室(基準省令第7条第6項第3号の面積以上の面積ものに限る。)と別に設置される、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する遊戯室その他の設備については、上下1階の範囲内の園庭の有無に関わらず3階以上の階に設けることができる。

(3) 園庭の設置・面積（代替地の取扱い）について

幼保連携型認定こども園の園庭の設置場所については、基準省令第6条第5項の規定のとおり、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則である。

このため、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられる園庭に代わる場所（いわゆる代替地）については、園庭としての必要面積に算入することはできないものとする。ただし、実際の園での活動において、安全の確保等に十分配慮した上で、公園等の代替地を活用することを妨げるものではない。

なお、基準省令附則第4条第3項の規定のとおり、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合においては、移行特例として、当分の間、以下の①から④までの全ての要件を満たす代替地について、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができるものとする。

- ① 園児が安全に移動できる場所であること
- ② 園児が安全に利用できる場所であること
- ③ 園児が日常的に利用できる場所であること
- ④ 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

(4) 園庭の設置・面積（屋上の取扱い）について

屋上については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、以下の①から⑤までの全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができるものとする。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。また、⑤の要件の確認に当たっては、例えば、室内との連続性や回遊性に配慮しつつ、園児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すような空間となっているか否か等の観点を参考として、学校かつ児童福祉施設である幼保連携型認定こども園における教育・保育を行う場として、相応しい園庭環境が確保されているか否かを確認することが望ましいこと。ただし、実際の園での活動において、安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場としての相応しい環境の確保等に十分配慮した上で、園庭として面積算入できない屋上の実際の利用を妨げるものではない。

- ① 耐火建築物であること
- ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること
- ③ 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること

- ④ 防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意すること
- ⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上（保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。）と行き来できると認められること
- なお、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合には、移行特例として、当分の間、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、上記①から④までの全ての要件を満たす屋上について、算入することができるものとする。

（5）他の設備の使用について

幼保連携型認定こども園は、基準省令第13条第2項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第8条の規定のとおり、当該幼保連携型認定こども園の運営に支障のない範囲で、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を併設する学校（幼稚園を含む。）、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。

4. 運営について（基準省令第9条及び第13条関係）

（1）教育時間・保育時間等について

毎学年の教育週数は基準省令第9条第1項第1号の規定のとおり、原則として年間39週以上であるが、保育を行う児童福祉施設としての位置付けであることから、保育所と同様、幼保連携型認定こども園の1年の開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とすることを原則とすること。また、基準省令上、教育に係る標準的な1日当たりの時間（以下「教育時間」という。）は4時間を標準とし、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とするものであるが、1日の開園時間は、保育所と同様、11時間とすることを原則とすること。

また、教育時間は、基準省令第9条第1項第2号の規定のとおり、4時間を標準とする時間を確保することが必要だが、具体的な時間設定は、各園の判断に委ねられること。

ただし、開園日及び開園時間については、保護者が必要とする適正な保育を提供できるよう、原則として上記のとおりの開園が求められるが、市町村が行う利用調整の結果、保育の利用希望がない場合には開園しないことができるなど、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いが認められること。

(2) 食事の提供について

幼保連携型認定こども園における園児に対する食事の提供については、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条の規定のとおり、2号認定子ども及び子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「3号認定子ども」という。）に対して自園調理の方法により提供することとしているが、1号認定子どもに対する食事の提供は、各園の判断に委ねられていること。

なお、満3歳以上の園児については、現行の保育所と同様、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2に掲げる要件を満たす場合に限り、外部搬入の方法により提供できること。

また、保護者が希望する場合や園の行事等（例：園で「お弁当の日」を設定する等）の際には、2号認定子ども及び3号認定子どもについて、自園調理ではなく、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができること。

5. 既存施設からの移行の特例等について（基準省令附則第2条及び第4条関係）

(1) 移行特例を適用するにあたっての留意事項について

認可基準上、既存施設（幼稚園、保育所、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園）から幼保連携型認定こども園へ移行する場合における特例や、みなし幼保連携型認定こども園についての経過措置が認められることとされているが、これらの移行特例や経過措置の適用を受ける既存施設やみなし幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園を新規に設置する場合に適用される基準（以下「新設基準」という。）に適合するよう努めることが求められるものであることに留意すること。そのため、地域における保育の供給量が需要を上回るなど、移行特例を適用する必要性が解消された場合においては、新設基準による利用定員を設定するよう努めること。

また、移行特例を適用した施設については、新設基準に適合する努力義務の実施を促すため、子ども・子育て支援法第58条に基づく情報公表制度において、都道府県が移行特例の適用状況を公表すること。なお、国においては、施行10年経過後を目途に、特例の適用状況等を勘案し、移行特例の内容等を検討することとしている。

(2) 園庭の移行特例について

基準省令附則第4条第1項及び第2項の規定により読み替えられた基準省令第6条第7項及び、基準省令附則第4条第3項の規定については、当該規定が適用される施設が、平成27年4月1日以降に当該施設と同一の所在場所に

において園舎の建替えを行った場合であっても、引き続き適用することが可能であること。

ただし、園舎を建替える以前より園庭の面積が減少しない場合に限るとともに、新設する園舎の屋上等を、3の(4)に掲げる要件を満たすように整備する等、可能な限り新設基準に適合するよう努めること。

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-5253-2111（代表）内線 38446

FAX：03-3581-2808

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線 3136

FAX：03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7928

FAX：03-3595-2674

おおいた子ども・子育て応援県民会議条例（平成25年7月4日施行）

（設置）

第1条 大分県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に係る事項を調査審議する等のため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、おおいた子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 県民会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 県民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（臨時委員）

第5条 県民会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第6条 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があ

らかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 県民会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって県民会議の議決とすることができる。

(議事)

第7条 県民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 県民会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 県民会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

おおいた子ども・子育て応援県民会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、おおいた子ども・子育て応援県民会議条例第9条の規定に基づき、おおいた子ども・子育て応援県民会議(以下「県民会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人の出席等)

第2条 会長は、構成員が県民会議の会議に出席できない場合であつて、当該構成員からあらかじめ申し出があつたときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、県民会議の会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第3条 県民会議の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、県民会議の会議を非公開とすることができる。

2 会長は、県民会議の会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員の氏名(代理者が出席した場合は、その旨を含む。)

三 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第5条 第2条から前条までの規定は、部会の運営について準用する。この場

合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

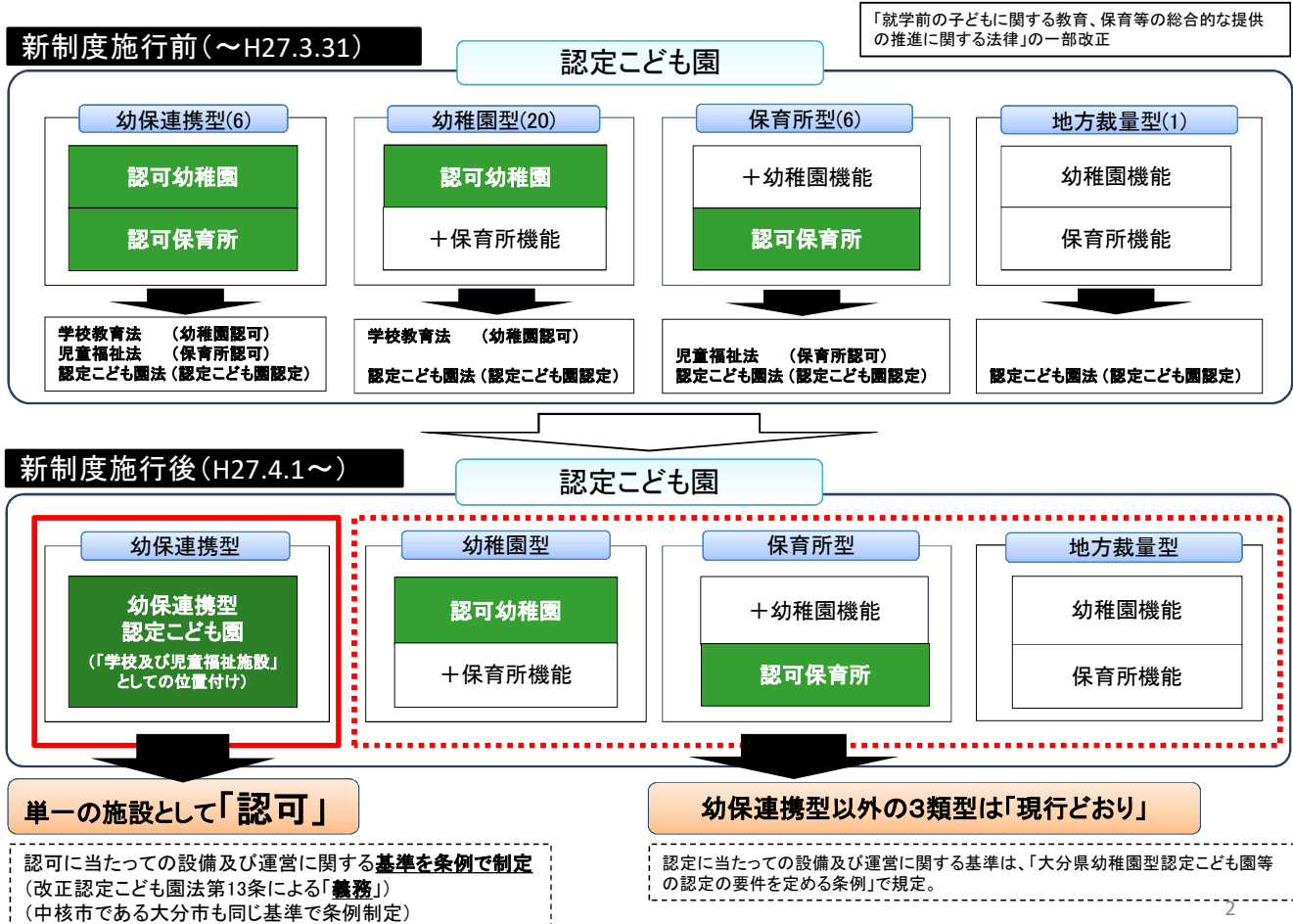
- 1 この運営要綱は、平成25年7月4日から施行する。

幼保連携型認定こども園の基準等について

大分県福祉保健部こども未来課

1

認定こども園の制度の改正について



具体的な認可基準について

3

幼保連携型認定こども園の認可基準について

■ 基本的な考え方

- 学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する「単一の施設」として、国の府省令に基づき県の基準を設ける。
- 基準については、幼稚園及び保育所の基準をベースとするが、幼稚園と保育所で基準の内容が異なる場合は高い方の水準を引き継ぐ。

■ 条例で定めた主な基準

- 学級編成
満3歳以上児の教育時間について学級編成及び保育教諭の配置
- 職員配置基準
0歳児 3:1、1～2歳児 6:1、3歳児 15:1、4～5歳児 25:1
ただし、当分の間、3歳児 20:1、4～5歳児 30:1の経過措置を設ける。
- その他の基準
園舎面積、保育室面積、園庭面積等

■ 既存施設が移行する場合の設備に関する基準等の特例

- 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、保育所(保育所型認定こども園含む)からの移行に配慮するため、「設備」に関する基準について、一定の移行特例を設ける。

4

学級の編制

- 満3歳以上の園児について、学級を編制するものとする。
- 1学級の園児数は、原則として35人以下とする。
- 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するものとする。

5

職員配置基準

- 各学級ごとに担当する常勤かつ専任の保育教諭等を1人以上配置
- 保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ねることができる。
- 教育及び保育に直接従事する職員の数
必要配置数 = $(0\text{歳児} \times 1/3)$
 $+ \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\}$
 $+ (3\text{歳児} \times 1/15(\ast))$
 $+ \{(4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/25(\ast)\}$

※ただし、当分の間、下記の経過措置を設ける。

$$3\text{歳児} \times 1/20$$
$$(4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30$$

※上記の区分に応じて小数点第2位を切り捨てて求めた数値を合計し、その合計値の小数点以下第1位を四捨五入する

※ただし、常時2人を下ってはならない。

※満3歳児以上の職員基準<学級数>「学級数」が職員配置基準となる。

- 職員配置基準には、副園長、教頭（幼稚園教諭免許状を有し、かつ保育士登録を受けた者）を含めてもよい。

- 園長が、専任でない場合は原則として1人増加するものとする。

6

調理員の配置

- 幼保連携型認定こども園には調理員を置かなければならない。
- ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

(満3歳以上の園児に対する食事の提供について、以下の要件を満たせば外部搬入可)

- ・ 食事提供の責任が、園にあり、管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されている。
- ・ 栄養士により、献立等について指導が受けられる体制にある。
- ・ 受託者を、園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- ・ 幼児の年齢及び発達の段階等に応じた食事を提供し、アレルギー、アトピーなどへの配慮等、適切に応じることができること。
- ・ 食育に関する計画に基づき提供するよう努めること。

7

職員の配置及び資格

配置する職員

- 園長及び保育教諭を置かなければならない
- 次に掲げる職員を置くことができる
副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員
- 次に掲げる職員を置くように努めなければならない。
 - 一 副園長又は教頭
 - 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - 三 事務職員

職員の資格

- 保育教諭等は、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者
- 主幹養護教諭、養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者
- 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者 等

職員資格(特例)

■ 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師

→ 幼稚園の教諭の普通免許状を有し、**かつ**、保育士登録を受けた者。

※ただし、令和12年3月31日までの15年間(経過措置期間)は、「幼稚園の教諭の普通免許状を有する者**または**保育士登録を受けた者」は、**保育教諭、助保育教諭及び講師となることができる。**

また、令和9年3月31日までの12年間(経過措置期間)は、「幼稚園の教諭の普通免許状を有する者**または**保育士登録を受けた者」は、**主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる。**

※当該特例により上記保育教諭等となった者は、取得していないものの取得に努めることを前提として、園児の教育及び保育に直接従事することができる。

■ 保健師、看護師、准看護師

→ 保健師、看護師、准看護師を、1人に限って「**保育士**」とみなすことができる。

→ 経過措置期間に限っては、保育教諭等として園児の**保育に**従事する(学級担任はできない)。

→ 乳児の数が4人未満である場合は、子育て支援員研修等を修了した看護師等を配置し、**かつ**、保育士と同一空間内で保育を行わなければならない。

9

職員資格(特例)

■ 小学校教諭、養護教諭(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。)

→保育教諭等に代えて置くことができる。

→経過措置期間に限っては、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

■ 子育て支援員、家庭的保育者(知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者)

→園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯に、職員1人に限り、保育教諭等に代えることができる。

→1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、保育教諭等に代えることができる。この場合において、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10

職員配置についてのその他留意点(公定価格)

- ① 休けい保育教諭を1人配置
(2号・3号定員90人以下の場合は常勤)
- ② 保育標準時間認定の場合は、常勤保育教諭
1人及び非常勤講師(3時間)1人を加配
- ③ 主幹保育教諭を専任化させるための代替要員
(1号、2・3号)を2人加配(1人は非常勤で可)

※①～③のほか、施設型給付費の加算のための加配要件等が示される可能性があることに留意。

※①～③は保育園型・幼稚園型も同様

11

園舎の階数及び面積

園舎の階数

- 園舎は、2階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。
- 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は、1階に設けるものとする。ただし、以下の要件を満たす場合には2階以上に設置可
- 園舎の3階以上の階に設けられる保育室等は、「満3歳未満の園児」分に限る。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 退避上有効なバルコニー 3 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

12

園舎の面積

■ 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上としなければならない。

① 学級数に応じた面積（満3歳以上分）

学級数	面積(m ²)
1学級	180m ²
2学級以上	320+100×(学級数-2) m ²

例) 2学級 320m² 3学級 420m² 4学級 520m²

② 園児数に応じた面積（満3歳未満分）

乳児室（満2歳未満のうちほふくしない者） 1.65m²/人
 ほふく室（満2歳未満のうちほふくする者） 3.3m²/人
 保育室又は遊戯室（満2歳以上） 1.98m²/人

計算例) 満3歳以上 5学級・100人 0歳児 3人 1歳児 15人 2歳児 20人
 ※ほふくする子 8人 ほふくしない子 10人

① 620m²

② 乳児室 16.5m² + ほふく室 26.4m² + 39.6m² = 82.5m²

∴ 園舎基準面積 ①+② = 702.5m²

13

園庭の面積

■ 園舎及び園庭は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。

■ 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上としなければならない。

① イとロのうちいずれか大きい面積

イ 学級数に応じた面積

学級数	面積(m ²)
2学級以下	330+30×(学級数-1) m ²
3学級以上	400+80×(学級数-3) m ²

例) 2学級 360m² 3学級以上 400m² 5学級 560m²

ロ 満3歳以上の園児1人につき、3.3m²を乗じて得た面積

② 満2歳以上満3歳未満の園児1人につき、3.3m²を乗じて得た面積

計算例) 満3歳以上 5学級・100人 満2歳以上満3歳未満の園児 15人の場合

① イ 560m² ロ 330m² → 560m²

② 49.5m²

∴ 園庭基準面積 ①+② = 609.5m²

14

園舎に備える設備

【 備えなければならない設備 】

- 職員室（保健室との兼用可）
- 乳児室（ 1.65m^2 ／人）又はほふく室（ 3.3m^2 ／人）
（満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合）
- 保育室（遊戯室と兼用可） 1.98m^2 ／人
満3歳以上児分の保育室数については学級数を下ってはならない
- 遊戯室（保育室と兼用可）
- 保健室（職員室と兼用可）
- 調理室
- 便所
- 飲料水用設備、手洗い用設備及び足洗い用設備
飲料水用設備は、手洗い用設備及び足洗い用設備と区別して設置

【 備えるよう努める設備 】

- 放送聴取設備
- 映写設備
- 水遊び場
- 園児清浄用設備
- 図書室
- 会議室

15

調理室

【 原則 】

- 園舎には調理室を備えなければならない。

【 調理室を備えないことができる場合 】

- 満3歳以上の園児に対して、外部搬入の方法により食事の提供を行う場合
※その場合であっても、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 園内で調理する方法により食事の提供を行う園児の数が20人に満たない場合
※その場合であっても、食事の提供の必要を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

16

幼保連携型認定こども園の園長の資格

- 原則として、教諭免許状(一種)及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。
(認定こども園法施行規則第12条)
- ただし、「同等の資質」を有すると設置者が認めた者について、園長となることができる。(認定こども園法施行規則第13条)

幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、同条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると設置者が認めた者については、園長として任命し、又は採用することができることとしたこと。なお、同等の資質を有することについては、その人格や教育、保育についての熱意、識見、能力、経験等を勘案した上で、幼保連携型認定こども園の設置者の判断によるものとなるが、例えば、幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長として、これらの施設を適切に運営してきた者や、幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として、長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者、地方公共団体や関係団体等による園長研修等を受講し、園長となるための識見を身につけた者などが該当しうるものと考えられる。なお、幼稚園教諭の二種免許状を有する者については、単に有しているだけではなく、上記のような者である場合には、同等の資質を有すると判断して差し支えない。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の公布について」(平26.7.2通知)

- 上記の取扱いは、**副園長・教頭**についても準用する。

17

県の独自基準について

- 人権に関する規定
園児の人権擁護、虐待の防止等のための責任者の設置及び職員に対する研修の実施(努力規定)
- 非常災害
「災害態様ごと」の非常災害対策計画の策定(義務規定)、避難及び消火に対する訓練の毎月1回以上の実施(義務規定)、災害時における地域の自主防災組織及び近隣住民との連携体制の確保(努力規定)、災害時の他の施設等との広域的相互応援体制の整備及び充実(努力規定)
- 食育
食育の推進のための責任者の設置及び食育に関する計画の策定(努力規定)
地産地消の推進(努力規定)
- 暴力団関係者の排除
運営に関する暴力団関係者の排除

※地方分権一括法の施行に伴い、平成24年12月議会で制定した「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定めた独自基準と同じ。

18

園則の作成

◆ 認可申請書の添付書類として、「幼保連携型認定こども園の運営に関する規程」＝「園則」の作成が必要

園則に記載すべき事項

- ① 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- ② 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- ③ 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- ④ 利用定員及び職員組織に関する事項
- ⑤ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- ⑥ 保育料その他の費用徴収に関する事項
- ⑦ その他施設の管理についての重要事項

※ 上記以外の事項であっても、設置者の判断で任意に園則に記載することは可能
 ※ 運営規程として定めるべき事項(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条)が園則で網羅されていれば、園則と運営規程を兼ねることが可能

19

幼稚園及び保育所からの移行に関する特例

基本的な考え方

- 「設備」について、一定の移行特例を設ける。(職員配置については特例なし)
- 幼稚園と保育所の基準が重複する満3歳以上分の「設備」について、それぞれの基準で移行可となっている。

■ 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)からの移行特例※

※H27.3.31時点で適正な運営が確保されている幼稚園

① 園庭の面積

年齢区分	新設	幼稚園から移行する場合
満3歳以上分	幼稚園と保育所の基準の高い面積を採用 ① 学級数に応じた面積 3学級 400㎡・1学級ごとに80㎡プラス ② 園児数に応じた面積 3.3㎡/人以上	幼稚園の基準を適用 ① 学級数に応じた面積 3学級 400㎡・1学級ごとに80㎡プラス
満2歳以上 満3歳未充分	3.3㎡/人以上	3.3㎡/人以上

② 保育室等の面積

区分	新設	幼稚園から移行する場合
満2歳以上	保育室又は遊戯室 1.98㎡/人	—
満2歳未満	乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人	乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人

※ただし、2歳児については1.98㎡/人が適用されることに注意

20

幼稚園及び保育所からの移行に関する特例

基本的な考え方

- 「設備」について、一定の移行特例を設ける。(職員配置については特例なし)
- 幼稚園と保育所の基準が重複する満3歳以上分の「設備」について、それぞれの基準で移行可となっている。

■ 保育所(保育所型認定こども園含む)からの移行特例※

※H27.3.31時点で適正な運営が確保されている保育所

① 園舎の面積

年齢区分	新設	保育所から移行する場合
満3歳以上分	学級数に応じた面積 3学級 420㎡・1学級増えるごとに100㎡増	1.98㎡/人
満3歳未充分	乳児室 1.65㎡/人、ほふく室 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	乳児室 1.65㎡/人、ほふく室 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人

② 園庭の面積

年齢区分	新設	保育所から移行する場合
満3歳以上分	幼稚園と保育所の基準の高い面積を採用 ① 学級数に応じた面積 3学級 400㎡・1学級ごとに80㎡プラス ② 園児数に応じた面積 3.3㎡/人以上	保育所の基準を適用 ② 園児数に応じた面積 3.3㎡/人以上
満2歳以上 満3歳未充分	3.3㎡/人以上	3.3㎡/人以上

21

幼稚園及び保育所からの移行に関する特例

基本的な考え方

- 「設備」について、一定の移行特例を設ける。(職員配置については特例なし)
- 幼稚園と保育所の基準が重複する満3歳以上分の「設備」について、それぞれの基準で移行可となっている。

■ 幼稚園(幼稚園型認定こども園)、保育所(保育所型認定こども園)からの移行特例

代替地は園庭としての必要面積に算入できないが、当分の間、次の掲げる要件の全てを満たす場合、満2才児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができる。

- 1 園児が安全に移動できる場所であること
- 2 園児が安全に利用できる場所であること
- 3 園児が日常的に利用できる場所であること
- 4 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

22

幼稚園及び保育所からの移行に関する特例

基本的な考え方

- 「設備」について、一定の移行特例を設ける。(職員配置については特例なし)
- 幼稚園と保育所の基準が重複する満3歳以上分の「設備」について、それぞれの基準で移行可となっている。

■ 幼稚園(幼稚園型認定こども園)、保育所(保育所型認定こども園)からの移行特例

※H27.3.31時点で適正な運営が確保されている幼稚園・保育所

乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室または便所(以下、「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、以下の場合には保育室等を園舎の2階に設けることができる。

幼稚園(幼稚園型認定こども園)	保育所(保育所型認定こども園)
①耐火建築物であること ②園児の待避上必要な設備が備わっていること	①耐火建築物または準耐火建築物であること ②常用として屋内階段か屋外階段があること、かつ、避難用として待避上有効なバルコニーや屋外階段など4つのうち1つがあること※ ③保育室等その他乳幼児が出入り等する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること

★移行特例がない場合で、幼保連携型認定こども園が2階に保育室等を設ける場合は耐火建築物である必要がある

※ 児童福祉施設基準条例第48条第8号ロ

23

管理運営について

認定こども園四類型の比較

法的性格	・ 学校かつ 児童福祉施設	・ 学校（幼稚園＋ 保育所機能）	・ 児童福祉施設 （保育所＋幼稚園 機能）	・ 幼稚園機能 ＋保育所機能
職員の性格	保育教諭 （幼稚園教諭＋保 育士資格、15年間 〔～R11年度〕の経 過措置あり）	・ 満3歳未満→保育 士資格 ・ 満3歳以上→原 則、両免許・資格併 有。 ただし、当該施設に おいて幼児教育に従 事していることを証 すれば、幼稚園免許 従事可。 ただし書きに関わら ず学級担任は幼稚園 教諭、満3歳以上の 教育及び保育時間相 当利用児の教育及び 保育に従事する者は 保育士資格（5年間 の経過措置あり）。	・ 満3歳未満→保育 士資格 ・ 満3歳以上→原 則、両免許・資格併 有。 ただし、当該施設に おいて保育に従事し ていることを証すれ ば、保育士資格で従 事可。 ただし書きに関わら ず学級担任は幼稚園 教諭（5年間の経過 措置あり）、満3歳 以上の教育及び保育 時間相当利用児の教 育及び保育に従事す る者は保育士資格。	満3歳未満→保育士 資格。 ・ 満3歳以上→原 則、両免許・資格併 有。 ただし、当該施設に おいて保育に従事し ていることを証すれ ば、保育士資格で従 事可。 ただし書きに関わら ず学級担任は幼稚園 教諭（5年間の経過 措置あり）、満3歳 以上の教育及び保育 時間相当利用児の教 育及び保育に従事す る者は保育士資格 （5年間の経過措置 あり）。
給食の提供	・ 2号・3号子ど もに対する食事の 提供義務 ・ 自園調理が原 則、調理室の設置 義務（満3歳以上 は外部搬入可）	・ 2号・3号子ど もに対する食事の 提供義務 ・ 自園調理が原 則、調理室の設置 義務（満3歳以上 は外部搬入可）	・ 2号・3号子ど もに対する食事の 提供義務 ・ 自園調理が原 則、調理室の設置 義務（満3歳以上 は外部搬入可）	・ 2号・3号子ど もに対する食事の 提供義務 ・ 自園調理が原 則、調理室の設置 義務（満3歳以上 は外部搬入可）
開園日 ・ 開園時間	11時間開園、土 曜日開園が原則 （弾力運用可）	地域の実情に依 じて設定	11時間開園、土 曜日開園が原則 （弾力運用可）	地域の実情に依 じて設定
				25

満3歳児の取扱いについて

学年の途中で満3歳児に達した園児については、学級編
制が必要となるが、その年齢構成については、各園の園児
の状況を踏まえ、以下のとおり弾力的な取扱いが可能

- ① 当該年度中は2歳児クラス等に残る
- ② 3歳児学級（年少）へ移る
- ③ 満3歳児学級を設定

子育て支援事業実施にあたってのポイント

認定こども園は、子育て支援事業が必須であり、事業実施にあたっては以下に留意。

- ① **地域の子育て世帯に対する支援になっているか**
園児の保護者だけでなく、地域の子育て世帯を対象に、広く事業を実施しているか
- ② 保護者自身の子育て力の向上につながっているか
単なる育児の肩代わりでなく、**専門性**を活かし、保護者への支援を通じて保護者自身の子育て力の向上を支援しているか
- ③ **保護者が利用しやすい体制**が確保されているか
例えば週3日以上開設するなど、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制が確保されているか
- ④ 地域と連携できているか
地域の子育て支援ボランティア、NPO、専門機関等と連携する等、**地域の様々な人材や社会資源を活用できているか**

27

子育て支援事業メニュー例

- ① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要援助を行う
→ **集いの場、育児相談会、園舎・園庭開放等**
- ② 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う
→ **地域子育て拠点支援センター等**
- ③ 家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、必要な援助を行う事業
→ **一時預かり事業(一般型)等**
- ④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡調整
→ **ファミリー・サポート・センター、ホームスタート等**

28

- ① 職員は、資質向上のため、自己研鑽に努めているか。
- ② 研修の機会の確保のため、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等の工夫を行っているか。
- ③ 職員間の相互理解
例えば満3歳以上の教育のみに従事している職員と満3歳未満の保育のみに従事している職員の相互理解が図れているか。
- ④ 幅広い研修の確保
職員に対する園内外における幅広い研修の機会が確保されているか。
- ⑤ 園長は、地域の人材及び資源を活用できるよう調整能力の向上に努めているか。

29

認定こども園に係る研修

- ① 法定研修
 - ・ 教育公務員特例法に基づき、公立幼保連携型認定こども園に採用された保育教諭に対する新採研修を年間7回程度、中堅教諭向けの研修を年間6回程度実施する。
 - ・ 私立の施設についても参加対象としている。
- ② その他の研修
園長、主任、保育教諭向けに年間2回実施

30

運営状況に関する評価

	実施	公表	評価を行う者
自己評価	義務	義務	職員及び園
関係者評価	努力	努力	保護者、地域住民等
第三者評価	努力	努力	第三者機関

< 評価のねらい >

- 教育・保育の質の保証及び向上
- 園運営の改善
- 開かれた園づくり

31

非常災害対応

- ① 災害の態様ごとに具体的な計画を策定
- ② 職員・保護者への周知
- ③ 毎月1回以上の避難及び消火訓練の実施
- ④ 地域の自主防災組織や近隣住民との連携(努力)
- ⑤ 災害時の他の施設等からの職員派遣、施設利用等の広域的相互協力
- ⑥ 学校安全計画の策定

32

幼保連携型認定こども園は、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間形成等による園児の心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めなければならない。

- ① 食育推進のための責任者の設置
- ② 食育の計画の策定
- ③ 地産地消の推進

33

苦情への対応、園児の人権の擁護・虐待の防止

【 苦情対応 】

教育及び保育、子育て支援に対する園児の保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、**苦情受け付けの窓口の設置等の措置**を講じなければならない。

【 人権の擁護・虐待の防止 】

- ① 責任者の設置
- ② 研修の実施

34

園長は以下の表簿等を作成しなければならない。

- ① 出席簿
- ② 関係法令
- ③ 園則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校
歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- ④ 職員名簿、履歴書、出勤簿並びに時間表等
- ⑤ 指導要録及び健康診断に関する表簿
- ⑥ 入園児の選抜等に関する表簿
- ⑦ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿
並びに図書機械器具等の教具の目録
- ⑧ 往復文書処理簿

- 在籍する園児の指導要録(園児の学習及び健康の状況を記録した書類)を作成しなければならない。
- 園児が進学・転園した場合は、作成した指導要録の抄本又は写しを進学先・転園先の園長に送付しなければならない。
- 指導要録及びその写しのうち、入園、卒園等の学籍に関する記録については20年間保存しなければならない

35

園児の健康診断

園児の健康診断については、入園時及び毎年度2回行わなければならない。なお、2回のうち1回は6月30日までに行うこと。

- ・ 身長及び体重
- ・ 栄養状態
- ・ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- ・ 視力及び聴力
- ・ 眼の疾病及び異常の有無
- ・ 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
- ・ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ・ 心臓の疾病及び異常の有無
- ・ 尿
- ・ その他の疾病及び異常の有無
- ・ 上記のほか健康項目に加えることができるもの
胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能

なお、園児が進学、転園した場合は、健康診断票を進学・転園先に送付すること

36

毎年度定期的に職員の健康診断を実施しなければならない。

- ・ 身長、体重及び腹囲
- ・ 視力及び聴力
- ・ 結核の有無
- ・ 血圧
- ・ 尿
- ・ 胃の疾病及び異常の有無 ※妊娠中の女性職員除く
- ・ 貧血検査
- ・ 肝機能検査
- ・ 血中脂質検査
- ・ 血糖検査
- ・ 心電図検査
- ・ その他の疾病及び異常の有無

※一部の項目については、年齢やBMIの数値如何により除外可

37

感染症の予防措置

- ① 園長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、**出席を停止**させることができる。
- ② 設置者は、感染症の予防上必要があるときは、**臨時に、学校の全部又は一部の休業を行う**ことができる。

感 染 症	第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ
	第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
	第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

38

① 学校医の職務

- ・ 学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与
- ・ 健康相談、保健指導、健康診断、疾病の予防措置、感染症の予防に関する必要な指導及び助言
- ・ 救急措置（園長の求めに応じ）

② 学校歯科医の職務

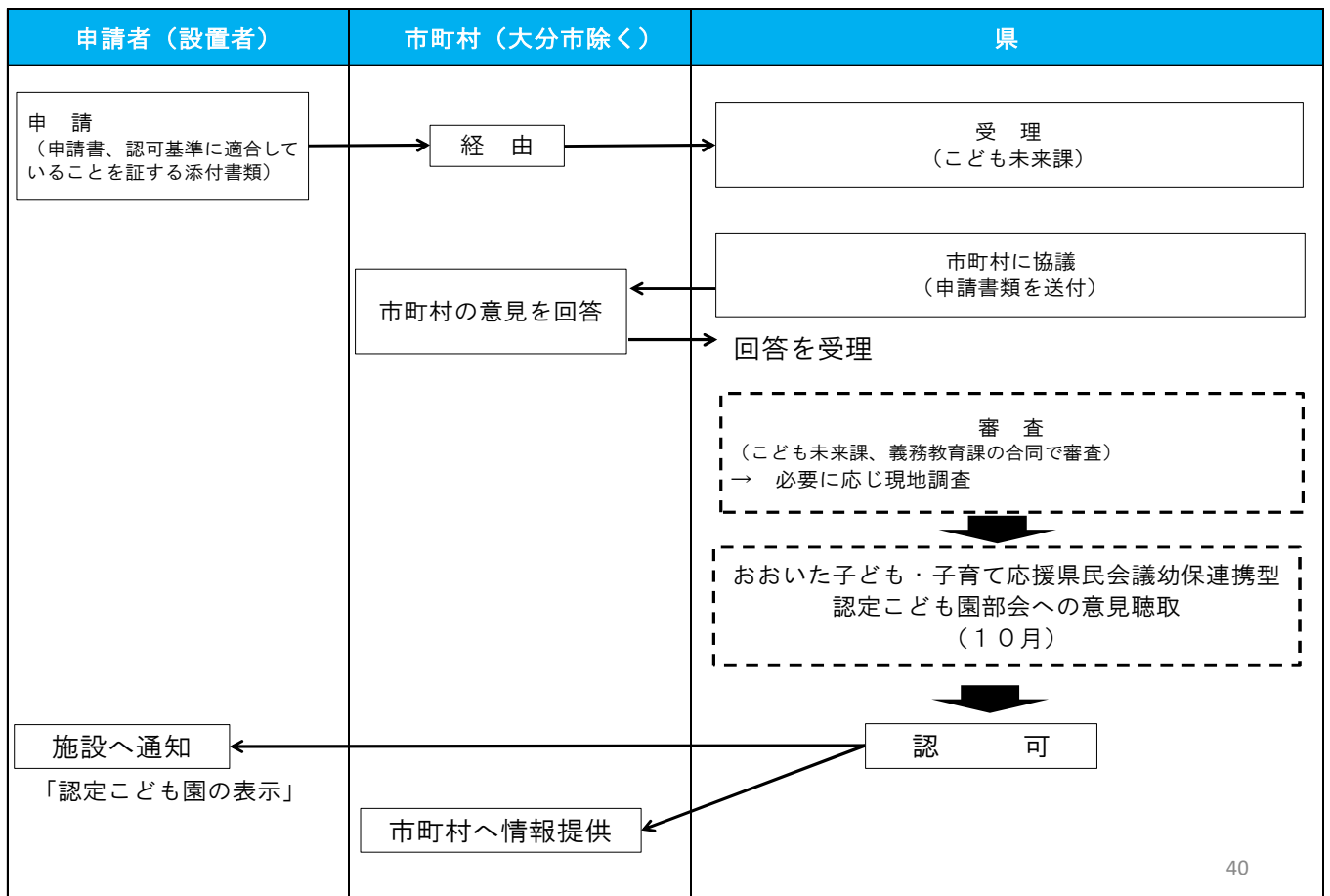
- ・ 学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与
- ・ 健康相談、保健指導、健康診断のうち歯の検査 等

③ 学校薬剤師の職務

- ・ 学校保健計画及び学校安全計画の立案への参与
- ・ 環境衛生検査
- ・ 環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言
- ・ 健康相談、保健指導
- ・ 使用する医薬品等の管理に関し必要な指導及び助言

39

認可に係る手続きについて



40